

# 白河市会計年度任用職員募集要項

## 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）を任期として任用される一般職の非常勤職員です。

また、会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）の対象となります。

### ●募集職種

パソコン（ワード、エクセル等）による事務作業に対応できる方、特別な資格等（保育士、保健師等）を有する方など。採用人数や資格要件等の詳細は、別紙「募集一覧」をご確認ください。

※応募にあたって年齢制限はありません。

※地方公務員法第16条の規定により、以下の事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### ●申込方法

別紙「白河市会計年度任用職員採用申込書兼履歴書」に必要事項を記載し写真貼付の上、**該当する採用担当課へ**提出してください。

※資格等が必要な職種は、資格証等の写しも併せて提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

### ●選考方法

書類選考及び面接で行います。

面接を実施する場合は、採用担当課から日時等の連絡をします。

### ●選考結果

選考の結果は、随時採用担当課からお知らせします。

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱います。

### ●勤務条件

勤務場所・勤務内容・任用期間・勤務日・勤務時間等は、別紙「募集一覧」をご確認ください。

●条件付採用期間

任用日から1か月間を条件付採用期間とし、期間中の勤務成績が良好であった場合に正式採用となります。なお、勤務した日数等に応じて条件付採用期間を延長する場合があります。

●給与等

給料（又は報酬）、通勤費、期末手当等を支給します。

支給額は職種によって異なりますので、詳しくは別紙「募集一覧」をご確認ください。

●通勤費

自宅から勤務先までの通勤距離及び通勤回数に応じて支給します。

●期末手当

任用期間が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合に支給します。

●社会保険（健康保険・厚生年金保険）

社会保険が適用になる職があります。詳しくは募集一覧をご確認ください。

●雇用保険

雇用保険が適用になる職があります。詳しくは募集一覧をご確認ください。

●労働保険

労働者災害補償保険法又は市町村非常勤職員の公務災害補償が適用となります。

●年次有給休暇

任用期間や勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

●服務及び懲戒

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

○問合せ先

上記の他、募集に関する詳細は、採用担当課までお問合せください。